

3 子どもの基本的生活習慣の育成

早寝早起きや朝食をとるなどの子どもの望ましい基本的生活習慣を育成するため、2006（平成18）年度から、子どもの生活リズム向上に関する全国的な普及啓発活動や

先進的な実践活動等の調査研究を行っている。また、地域ぐるみで生活リズムの向上を図るため、PTA等の様々な関係団体の協力を得て、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。

第5節

地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う高齢者活用子育て支援事業を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活躍されている。

また、母親クラブや子育てサークルなど、地域住民の自主的な参加により活動している地域組織においては、登下校時の子どもの見守り活動や公園の遊具の安全点検、親子やお年寄りとの交流機会の提供、子どもとともに食の大切さを学ぶ文化活動などを行い、子どもを地域全体で支え、見守り、育てる活動を積極的に展開している。

第6節

児童虐待防止対策を推進する

1 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月20日に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」という。）が施行されたが、その後、2004（平成16）年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が跡を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対

応件数も増加を続け、2006（平成18）年度には児童虐待防止法制定直前の約3倍に当たる3万7,323件となるなど、依然として、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっている。

2 児童虐待防止対策の取組状況

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を

受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要である。

このため、

- ①発生予防に関しては、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術支援等を行う「育児支援家庭訪問事業」の推進、子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点」の整備
- ②早期発見・早期対応に関しては、市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の設置促進及び機能強化、児童福祉司の配置の充実など児童相談所の体制強化、虐待をした親自身への再発防止対策として、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う親支援の推進
- ③保護・自立支援に関しては、児童養護施設等の小規模ケアの推進、個別対応職員や家庭支援専門相談員の配置等、ケア担当職員の質的・量的充実、里親委託の推進、身元保証人を確保するための事業

などの取組を進めている。

特に、2006（平成18）年度においては、2007（平成19）年1月に児童相談所運営指針等の改正を行い、児童相談所の虐待対応について、安全確認を行う時間ルールを設定し、その時間としては48時間以内が望ましい旨明記するなど安全確認に関する基本ルールの設定、虐待に関する情報について

はすべて通告として受理するなど虐待通告の受付に関する基本の徹底、要保護児童対策地域協議会の運営強化など関係機関相互における情報共有の徹底、などの見直しを行ったところである。

3 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正

2007（平成19）年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われた。この改正法は、2004（平成16）年の改正児童虐待防止法附則の見直し規定を踏まえ、議員提案により2007年4月に国会に提出され、同年5月に成立した（2008年4月施行）。主な改正事項は、次のとおりである。

- ①児童の安全確認等のため、裁判官の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入を可能とする立入調査等の強化
- ②保護者に対する面会・通信等の制限の強化、都道府県知事が保護者に対し児童へのつきまといや児童の住居等付近でのはいかいを禁止できる制度の創設等
- ③保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

4 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組

2004（平成16）年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、その期間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施している。2006（平成18）年度においては、月間標語の公募・決定、全国フォーラムの開催（11月10～11日・熊本県熊

本市)、広報啓発ポスター・チラシの作成、配布及び政府広報を活用した各種媒体（テレビ、新聞、雑誌等）による広報啓発などを実施した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に、民間団体（特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボンキャンペーン」について後援を行っている。

5 児童虐待の事例検証等の取組

児童虐待による死亡事例等の検証は、事件の再発防止と対策を講ずる上での課題を抽出するために重要な意義を持つものであり、2004（平成16）年10月に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置して事例の分析等を行っている。なお、

2007（平成19）年6月に、第3次報告をとりまとめた。

また、学校における児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図るため、2005（平成17）年度より、学校等における児童虐待防止に関する国内外の先進的取組について調査研究を実施し、2006（平成18）年5月に報告書を取りまとめた。2006年度には、教員等向けの研修モデル・プログラムの検討を行い、2007年度はこの調査研究を踏まえ、虐待を受けた子どもへの支援等について教職員の対応スキルの向上を図るよう、研修教材を作成している。

さらに、養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」を作成し、2007年12月に配布した。

第7節

特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する

1 母子家庭等の自立支援

母子家庭の急増等の新しい時代の要請に対応するため、2002（平成14）年11月に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され（2003（平成15）年4月から施行）、また、2003年7月には、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」（平成15年法律第126号、以下「特別措置法」という）が成立した（同年8月から施行）。これらの法律に基づき、

①子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の「子育て・生活支援策」

②母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の「就業支援策」

③養育費相談支援センター事業の創設など養育費の確保に向けた取組等の「養育費の確保策」

④児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付け等の「経済的支援策」

といった自立支援策を総合的に展開している。

2003年3月には、改正母子及び寡婦福祉法に基づき、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方